

## 市制施行60周年記念ロゴマーク

# デザイン大募集！応募用紙

令和9(2027)年3月15日、朝霞市は市制施行60周年を迎えます。  
その記念としてロゴマークを製作するにあたり、デザインを広く募集します。

問／シティ・プロモーション課 ☎423-3241

〒351-8501 朝霞市本町 1-1-1 朝霞市役所3階 34 番窓口



詳細はこちら

**応募資格** どなたでも(1人1作品まで)

**作品基準**

- ◆朝霞市をイメージできるデザインであること  
例:市キャラクターぼぼたんや、「むさしのフロントあさか」の内容を取り入れたものなど
- ◆「60」の文字を使用し、市制施行60周年をイメージできるデザインであること
- ◆縦15cm×横15cmの範囲内のサイズであること
- ◆作品の画材・色彩・技法は自由  
※手書きやデジタルなどいずれも可ですが、AIで作成したものは不可  
※モノクロや単色で使用、拡大・縮小しての使用時に、イメージを損なわないよう配慮すること

**応募方法** 以下のいずれかで。下記の留意要項をすべてご確認ください。

- ①応募フォーム: 市ホームページの応募フォームに必要事項を入力し、デザインデータをアップロード
- ②窓口または郵送: 所定の応募用紙にデザイン及び必要事項を記入し、シティ・プロモーション課まで

**応募期間** 令和8年4月1日(水)～5月25日(月)【必着】

**選考・発表** シティ・プロモーション委員会等で選考し、最優秀作品を1作品選出。令和8年9月発表予定

**留意事項**

- (1)採用された作品の著作権、使用权、商標権等その他一切の権利は、本市に無償で帰属します。また、応募者は、当該作品に対し、著作権者人格権を行使しないものとします。
- (2)採用された作品は、修正、加工又はデジタル化など、本市がデザインを調整することがあります。また、デザインの調整に関連して、応募者を打合せをお願いすることがあります。
- (3)応募に関する費用は、応募者の負担とします。
- (4)応募を受付した通知及び不採用通知は行いません。
- (5)応募受付後の作品の修正はできません。
- (6)応募作品は返却しません。
- (7)応募作品は、応募者が独自に作成デザインした、未発表のもので、第三者の著作権や商標、その他の権利を侵害しない作品に限ります。応募作品が、すでに発表されているデザインを同一又は酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合(応募後も含む)、法令に反する場合又は本募集要項に反している場合は、選考結果の発表後であっても決定を取り消します。また、記念品をお渡し後にその事実が判明した場合は、それらを返還していただきます。
- (8)応募者の個人情報、作品の選考等のために使用し、これ以外の目的に使用しません。
- (9)選考経過についての問合せには対応できません。
- (10)応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提訴された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。なお、本市では一切の責任は負いかねます。また、応募作品に関連し、本市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (11)本市が選考結果を発表するまで、提出したデザイン案を他者に公表しないでください。
- (12)他のコンクールとの同一作品での重複応募は認められません。



デザインしたロゴマークは、こんなところで登場します♪

- ・イベントや事業等の大会名に添えて
- ・ポスターやチラシなどの印刷物や掲示物、グッズ等に
- ・SNS 発信やそのほかシティプロモーションを行うときに

応募者氏名 (ふりがな)		年齢	(応募者が18歳未満の方) 保護者の了承を得ている場合は チェック⇒ <input type="checkbox"/>
住所		電話番号	
メールアドレス			
デザインのテーマ ・PR ポイント			

以下を確認のうえ、にチェックをお願いします。チェックがない場合、応募は無効となります。

- 応募するデザインは作品基準をすべて満たしていることを確認しました。
- 応募に当たっての留意事項をすべて確認し、同意しました。